

情報提供

那医発第 234 号
令和 7 年 7 月 29 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「麻薬譲受証の作成について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 509 号

令和 7 年 7 月 17 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 稲富 仁

（公印省略）

麻薬譲受証の作成について

今般、沖縄県保健医療介護部から標記文書の発出がありましたので、ご連絡致します。

さて、麻薬及び向精神薬取締法第 32 条第 1 項の規定により、麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者が麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者の責任において作成した麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることが禁止されております。

本件は、今般、一部の麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者の依頼により、麻薬卸売業者が麻薬譲受取証を作成している違反事例が確認されたことから、適切な運用をお願いするものとなっております。

医療用麻薬を取り扱う際には、法令により厳格に規定されていることから、取り扱いの際には十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

● 麻薬譲受証の作成について

（令和 7 年 5 月 23 日（保薬第 370 号）

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良、平木
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

病院・診療所における
向精神薬取扱いの手引

平成24年2月

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

病院・診療所における向精神薬取扱いの手引

第1 分類

向精神薬は、その乱用の危険性と治療上の有用性により、第1種向精神薬、第2種向精神薬、第3種向精神薬の3種類に分類されています。第1種向精神薬にはメチルフェニデートなど、第2種向精神薬にはフルニトラゼパム、ペンタゾシンなど、第3種向精神薬にはトリアゾラム、ブロチゾラムなどが指定されています。

第2 譲受け（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第50条の16・麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「施行規則」という。）第36条）

- （1） 向精神薬は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者（注）から譲り受けることができます。

（注） 薬局開設者及び医薬品の卸売販売業の許可を受けた者は、都道府県知事に別段の申出をしない限り、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされます（法第50条の26）。

- （2） （1）の他、次の場合も向精神薬を譲り受けることができます。

- ① 同一法人の他の病院・診療所から譲り受ける場合
- ② 患者に交付された向精神薬の返却を受ける場合
- ③ 臨床試験に用いる治験薬を、登録を受けた向精神薬試験研究施設から譲り受ける場合
- ④ 病院、診療所の開設者から当該病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者が譲り受ける場合
- ⑤ 病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者から当該職員が勤務する病院、診療所の開設者が譲り受ける場合
- ⑥ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合
- ⑦ 災害時に地方公共団体の長から譲り受ける場合

第3 譲渡し（法第50条の16・施行規則第36条）

向精神薬は、次の場合以外には譲り渡すことはできません。

- ① 患者に施用のために交付する場合
- ② 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者に返品する場合
- ③ 同一法人の他の病院・診療所に渡す場合
- ④ 治験薬を向精神薬試験研究施設（又はその施設と同一法人の向精神薬卸売業者）に戻す場合
- ⑤ 病院、診療所の開設者が当該病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者に譲り渡す場合
- ⑥ 病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者が、当該職員の勤務する病院、診療所の開設者に譲り渡す場合

- ⑦ 患者の試験検査のために必要な向精神薬を向精神薬試験研究施設に譲り渡す場合

第4 保管（法第50条の21・施行規則第40条）

- (1) 譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。
- ① 病院・診療所の施設内に保管すること。
 - ② 保管する場所は、医療従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で行うこと。

〔例〕

- a) 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口にかぎをかけること。
日中、医療従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口にかぎをかけること。
 - b) ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合には、同様に、ロッカーや引き出しあるいはその部屋の出入口のいずれかにかぎをかけること。
 - c) 病棟の看護師詰め所に保管する場合で、常時、看護師等が必要な注意をしている場合以外は、向精神薬を保管するロッカーや引き出しに鍵をかけること。
- (2) ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

第5 廃棄（法第50条の21）

- (1) 向精神薬の廃棄について、許可や届出の必要はありませんが、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。（第7 記録の項参照。）
- (2) 廃棄は、焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。

第6 事故（法第50条の22・施行規則第41条）

病院・診療所で所有する向精神薬について、下記の数値以上の減失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により都道府県知事に届け出てください。

- * 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出てください。

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

- * ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

第7 記録（法第50条の23第2項及び第4項）

第1種向精神薬又は第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

- ① 向精神薬の品名（販売名）・数量
- ② 譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した年月日
- ③ 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

（注）

- a) 患者への向精神薬の交付、施用、患者に交付された向精神薬の返却、返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません（施行規則第42条）。
- b) 同一法人の病院・診療所との間で譲受け又は譲渡しがあった場合も、記録する必要があります。
- c) 向精神薬が記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。
- d) 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。

第8 立入検査（法第50条の38）

- （1）立入検査は、向精神薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- （2）立入検査を行う職員（麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員）は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- （3）立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります（法第72条第11号）。

第9 その他

1) 輸入、輸出（法第50条の8及び第50条の11・施行規則第27条及び第30条）

- （1）向精神薬を輸入又は輸出することはできません。
- （2）患者は、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して入国又は出国することができます。ただし、施行規則別表第一に定められている量を超える量の向精神薬を携帯して出入国する場合には、これらの向精神薬を携帯して輸入、輸出することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類の所持（例えば、「処方箋の写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）が必要です。

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への向精神薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご留意してください。

2) 製造、製剤、小分け（法第50条の15・施行規則第35条）

- （1）試験検査に用いるため製剤する場合のほか、向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けする

ことはできません。

(2) 調剤（予製を含む。）については、製剤することに該当しません（法第2条第29号）。

3) 容器の記載（法第50条の19）

向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「㊞」の記号等が表示されます。

なお、治験薬の場合は、「㊞」の記号等の表示が省略されていることがあります。

4) 承認条件

(1) メチルフェニデート製剤「リタリン[®]錠／散」「コンサータ[®]錠」の処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤の際には、その確認の上で調剤がなされることとされており、第三者委員会による流通管理が行われておりますので、注意が必要です。

(2) ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を修了した医師であることを確認する必要がありますので、注意が必要です。

5) その他

向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様に管理することが望ましいです。

【参考】向精神薬一覧（平成24年1月現在）

1 物質名一覧表

	物質名	薬理作用			物質名	薬理作用	
第1種	ジベプロール	鎮咳		第2種	テマゼパム	中枢抑制	
	セコバルビタール	中枢抑制	○		デロラゼパム	中枢抑制	
	フェネチリン	中枢興奮			トリアゾラム	中枢抑制	○
	フェンメトラジン	中枢興奮			ニトラゼパム	中枢抑制	○
	メクロカロン	中枢抑制			ニメタゼパム	中枢抑制	○
	メタカロン	中枢抑制			ノルダゼパム	中枢抑制	
	メチルフェニデート	中枢興奮	○		ハラゼパム	中枢抑制	
	モダフィニル	中枢興奮	○		バルビタール	中枢抑制	○
第2種	アモバルビタール	中枢抑制	○	第3種	ハロキサゾラム	中枢抑制	○
	カチン	中枢興奮			ビナゼパム	中枢抑制	
	グルテチミド	中枢抑制			ビニルビタール	中枢抑制	
	シクロバルビタール	中枢抑制			ピプラドロール	中枢興奮	
	ブタルビタール	中枢抑制			ピロバレロン	中枢興奮	
	ブプレノルフィン	鎮痛	○		フェノバルビタール	中枢抑制	○
	フルニトラゼパム	中枢抑制	○		フェンカンファミン	中枢興奮	
	ペンタゾシン	鎮痛	○		フェンジメトラジン	中枢興奮	
第3種	ペントバルビタール	中枢抑制	○		フェンテルミン	中枢興奮	
	アミノレクス	中枢興奮			フェンプロポレクス	中枢興奮	
	アルプラゾラム	中枢抑制	○		ブトバルビタール	中枢抑制	
	アロバルビタール	中枢抑制	○		ブラゼパム	中枢抑制	○
	アンフェブラモン	中枢興奮			フルジアゼパム	中枢抑制	○
	エスクロルビノール	中枢抑制			フルラゼパム	中枢抑制	○
	エスタゾラム	中枢抑制	○		プロチゾラム	中枢抑制	○
	エチナメート	中枢抑制			プロビルヘキセドリン	中枢興奮	
第3種	エチランフェタミン	中枢興奮			プロマゼパム	中枢抑制	○
	オキサゼパム	中枢抑制			ペモリン	中枢興奮	○
	オキサゾラム	中枢抑制	○		ベンツフェタミン	中枢興奮	
	カマゼパム	中枢抑制			マジンドール	食欲抑制	○
	クアゼパム	中枢抑制	○		ミダゾラム	中枢抑制	○
	クロキサゾラム	中枢抑制	○		メソカルブ	中枢興奮	
	クロチアゼパム	中枢抑制	○		メダゼパム	中枢抑制	○
	クロナゼパム	抗てんかん	○		メチプリロン	中枢抑制	
第3種	クロバザム	抗てんかん	○		メチルフェノバルビタール	中枢抑制	
	クロラゼブ酸	中枢抑制	○		メフェノレクス	中枢興奮	
	クロルジアゼポキシド	中枢抑制	○		メプロバメート	中枢抑制	
	ケタゾラム	中枢抑制			レフェタミン	鎮痛	
	ジアゼパム	中枢抑制	○		ロフラゼブ酸エチル	中枢抑制	○
	セクブタバルビタール	中枢抑制			ロプラゾラム	中枢抑制	
	ゾルピデム	中枢抑制	○		ロラゼパム	中枢抑制	○
	テトラゼパム	中枢抑制			ロルメタゼパム	中枢抑制	○

注1) それぞれの物質の塩類及びそれらを含むものを含む。

注2) ○印は、日本国内で医薬品として流通しているものを示す。

2 向精神薬（商品名：例示）一覧表【物質名順】

（１）第１種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名（会 社 名）
セコバルビタールナトリウム	注射用アイオナール・ナトリウム(0.2)（日医工）
メチルフェニデート塩酸塩	コンサータ錠18mg・錠27mg（ヤンセンファーマ） リタリン錠1%・リタリン錠10mg（ノバルティスファーマ）
モダフィニル	モディオダール錠100mg（アルフレッサファーマ＝田辺三菱製薬）

（２）第２種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名（会 社 名）
アモバルビタール	イソミタール原末（日本新薬）
ブプレノルフィン	ノルスパンテープ5mg・テープ10mg・テープ20mg （ムンディファーマ＝久光製薬）
ブプレノルフィン塩酸塩	ザルバン注0.2mg・注0.3mg（日新製薬） レベタン注0.2mg・注0.3mg・坐剤0.2mg・坐剤0.4mg（大塚製薬）
フルニトラゼパム	サイレース錠1mg・錠2mg・静注2mg（エーザイ） ビビットエース錠1mg・錠2mg（辰巳化学＝日本ジェネリック） フルトラース錠1mg・錠2mg（シオノケミカル） フルニトラゼパム錠1mg「アメル」・錠2mg「アメル」（共和薬品工業） フルニトラゼパム錠1mg「JG」・錠2mg「JG」（日本ジェネリック） ロヒブノール錠1・錠2・静注用2mg（中外製薬）
ペンタゾシン	ソセゴン注射液15mg・注射液30mg（アステラス製薬） トスバリール注15・注30mg（小林化工） ペンタジン注射液15・注射液30（第一三共）
ペンタゾシン塩酸塩 （塩酸ペンタゾシン）	ソセゴン錠25mg（アステラス製薬） ペルタゾン錠25（あすか製薬＝日本化薬） ペンタジン錠25（第一三共）
ペントバルビタールカルシウム	ラボナ錠50mg（田辺三菱製薬）

（３）第３種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名（会 社 名）
アルプラゾラム	アソリタン錠0.4（大洋薬品工業） アルプラゾラム錠0.4mg「トーワ」・錠0.8mg「トーワ」（東和薬品） カームダン錠0.4mg・錠0.8mg（共和薬品工業） コンスタン0.4mg錠・0.8mg錠（武田薬品工業） ソラナックス0.4mg錠・0.8mg錠（ファイザー製薬） メデボリン錠0.4・錠0.8（メディサ新薬＝沢井製薬）

エスタゾラム	エスタゾラム錠1mg「アメル」・錠2mg「アメル」 (共和薬品工業=日医工) ユーロジン散1%・1mg錠・2mg錠 (武田薬品工業)
オキサゾラム	セレナール散10%・錠5・錠10 (第一三共) ベルサール細粒10%・錠10mg (イセイ)
クアゼパム	クアゼパム錠15mg「アメル」・錠20mg「アメル」 (共和薬品工業) クアゼパム錠15mg「サワイ」・錠20mg「サワイ」 (沢井製薬) クアゼパム錠15mg「トーワ」・錠20mg「トーワ」 (東和薬品) クアゼパム錠15mg「日医工」・錠20mg「日医工」 (日医工) クアゼパム錠15mg「MNP」・錠20mg「MNP」 (日新製薬=Meiji Seika ファルマ) クアゼパム錠15mg「YD」 (陽進堂=日本ジェネリック=富士フイルムファーマ) クアゼパム錠20mg「YD」 (陽進堂=日本ジェネリック) ドラール錠15・錠20 (久光製薬=田辺三菱製薬)
クロキサゾラム	セバゾン散1%・錠1・錠2 (第一三共)
クロチアゼパム	イソクリン糖衣錠5・錠10mg (沢井製薬) クロチアゼパム錠5mg「トーワ」・錠10mg「トーワ」 (東和薬品) ナオリーゼ錠5mg・錠10mg (鶴原製薬) リーゼ顆粒10%・錠5mg・錠10mg (田辺三菱製薬=吉富薬品) リリフター錠5・錠10 (日医工ファーマ=日医工)
クロナゼパム	ランドセン細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg (大日本住友製薬) リボトリール細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg (中外製薬)
クロバザム	マイスタン細粒1%・錠5mg・錠10mg (大日本住友製薬=アルフレッサファーマ)
クロラゼパ酸二カリウム	メンドンカプセル7.5mg (アボットジャパン)
クロルジアゼポキシド	コンスーン散1%・錠5・錠10 (鶴原製薬) コントロール散1%・散10%・5mg・10mgコントロール錠 (武田薬品工業) バランス散10%・錠5mg・錠10mg (丸石製薬)
ジアゼパム	ジアゼパム散1%「アメル」・錠2mg「アメル」・錠5mg「アメル」 (共和薬品工業) ジアゼパム錠2「サワイ」 (沢井製薬) ジアゼパム錠2「トーワ」・錠5「トーワ」 (東和薬品) ジアゼパム注射液5mg「タイヨー」・10mg「タイヨー」 (大洋薬品工業) ジアバックス錠2mg・錠5mg (大鵬薬品工業) セエルカム錠2・錠5・錠10 (鶴原製薬)

	セルシン散 1%・シロップ 0.1%・注射液 5mg・注射液 10mg、2mg・5mg・10mgセルシン錠（武田薬品工業） セレナミン錠 2mg・錠 5mg（旭化成ファーマ） ダイアップ坐剤 4・坐剤 6・坐剤 10（和光堂） パールキッド散 1%・錠 2mg・錠 5mg（ニプロファーマ） ホリゾン散 1%・錠 2mg・錠 5mg・注射液 10mg（アステラス製薬） リリパー散 1%（マイラン製薬）
ゾルピデム酒石酸塩	マイスリー錠 5mg・錠 10mg（アステラス製薬）
トリアゾラム	アサシオン 0.25mg錠（長生堂製薬＝田辺製薬販売＝日本ケミファ）＜経＞ アスコマーナ錠 0.125mg（日新製薬） アスコマーナ錠 0.25（日新製薬＝富士フィルムファーマ） カムリトン 0.25mg錠（寿製薬） トリアゾラム錠 0.125mg「タナベ」・錠 0.25mg「タナベ」 （長生堂製薬＝田辺三菱製薬＝田辺製薬販売） トリアゾラム錠 0.125mg「EMEC」・0.25mg「EMEC」 （サンノーバ＝エルメッドエーザイ） トリアゾラム錠 0.125mg「JG」・錠 0.25mg「JG」 （大興製薬＝日本ジェネリック） トリアゾラム錠 0.125mg「TCK」（辰巳化学） トリアゾラム錠 0.25mg「TCK」（辰巳化学＝マイラン製薬） トリアゾラム錠 0.25mg「TSU」（鶴原製薬） トリアラム錠 0.125mg・0.25mg（小林化工） ネスゲン錠「0.25」（辰巳化学＝マイラン製薬） ハルシオン 0.125mg錠・0.25mg錠（ファイザー製薬） ハルラック錠 0.125mg・錠 0.25mg（富士薬品＝共和薬品工業） バルレオン錠 0.125mg・錠 0.25mg（大洋薬品工業） ミンザイン錠 0.125mg・錠 0.25mg（日医工）
ニトラゼパム	チスボン錠 5・錠 10（鶴原製薬） ニトラゼパム錠 5mg「トーフ」（東和薬品） ニトラゼパム錠 5mg「JG」・錠 10mg「JG」（日本ジェネリック） ネルボン散 1%・錠 5mg・錠 10mg（第一三共） ネルロレン細粒 1%（辰巳化学） ネルロレン錠「5」・錠「10」（辰巳化学＝日本ジェネリック） ノイクロニック錠 5（大洋薬品工業） ヒルスカミン錠 5mg（イセイ） ベンザリン細粒 1%・錠 2・錠 5・錠 10（塩野義製薬）
ニメタゼパム	エリミン錠 3mg・錠 5mg（大日本住友製薬）
バルピタール	バルピタール「ホエイ」（マイラン製薬）

ハロキサゾラム	ソメリン細粒 1%・錠 5mg・錠 10mg (第一三共)
フェノバルビタール	フェノバル原末・散 10%・錠 30mg・エリキシル 0.4%・注射液 100mg (藤永製薬=第一三共) フェノバルビタール シオエ (末) (シオエ製薬=日本新薬=吉田製薬) フェノバルビタール「ホエイ」(末)・散 10%「ホエイ」 (マイラン製薬) フェノバルビタール散 10%「シオエ」 (シオエ製薬=日本新薬) フェノバルビタール散 10%「ヒシヤマ」 (ニプロファーマ) フェノバルビタール散 10%「マルイシ」 (丸石製薬=吉田製薬) フェノバルビタール散 10%「J G」 (日本ジェネリック)
フェノバルビタールナトリウム	ノーベルパール静注用 250mg (ノーベルファーマ=アルフレッサファーマ) 10%フェノバルビタール注「ノーベル」 (ノーベルファーマ=日医工) <経> ルピアール坐剤 25・坐剤 50・坐剤 100 (久光製薬) ワコビタール坐剤 15・坐剤 30・坐剤 50・坐剤 100 (和光堂)
フェノバルビタールの配合剤	アストモリジン配合腸溶錠・配合胃溶錠 (マルホ) トランコロンプ配合錠 (アステラス製薬) ヒダントールD配合錠・E配合錠・F配合錠 (藤永製薬=第一三共) 複合アレピアチン配合錠 (大日本住友製薬) ベゲタミン-A配合錠・-B配合錠 (塩野義製薬)
プラゼパム	セダブランコーワ錠 5・錠 10 (興和=興和創薬) <経>
フルジアゼパム	エリスパン細粒 0.1%・錠 0.25 mg (大日本住友製薬)
フルラゼパム塩酸塩	ダルメートカプセル 15 (共和薬品工業) ベノジールカプセル 10・カプセル 15 (協和発酵キリン)
プロチゾラム	アムネゾン錠 0.25mg (日新製薬=第一三共エスファ) グッドミン錠 0.25mg (田辺三菱製薬=吉富薬品) ゼストロミン錠 0.25mg (東和薬品) ソレントミン錠 0.25mg (大正薬品工業=興和テバ=マイラン製薬) ネストローム錠 0.25mg (辰巳化学=富士フィルムファーマ) ノクスター錠 0.25mg (アルフレッサファーマ) プロゾーム錠 0.125mg・錠 0.25mg (ニプロファーマ) プロチゾラム錠 0.25mg「タイヨー」・OD錠 0.25mg「タイヨー」 (大洋薬品工業) プロチゾラム錠 0.25mg「CH」 (長生堂製薬=田辺製薬販売) プロチゾラム錠 0.25mg「J G」・OD錠 0.25mg「J G」 (大興製薬=日本ジェネリック) プロチゾラム錠 0.25mg「Y D」 (陽進堂) プロチゾラムM錠 0.25「EMEC」 (サンノーバ=エルメッドエーザイ) プロチゾラン錠 0.25mg (日医工)

	プロメトン錠0.25mg (マイラン製薬) レドルバー錠0.25mg (大原薬品工業＝旭化成ファーマ) レンデム錠0.25mg・D錠0.25mg (メディサ新薬＝沢井製薬) レンドルミン錠0.25mg・D錠0.25mg (日本ベーリンガーインゲルハイム) ロンフルマン錠0.25mg (共和薬品工業)
プロマゼパム	セニラン細粒1%・錠2mg・錠5mg (サンド＝日本ジェネリック) セニラン錠1mg・3mg・坐剤3mg (サンド) レキソタン細粒1%・錠1・錠2・錠5 (中外製薬＝エーザイ)
ペモリン	ベタナミン錠10mg・錠25mg・錠50mg (三和化学研究所)
マジンドール	サノレックス錠0.5mg (ノバルティスファーマ)
ミダゾラム	ドルミカム注射液10mg (アステラス製薬) ミダゾラム注10mg「サンド」 (サンド＝富士製薬工業) ミダゾラム注射液10mg「タイヨー」 (大洋薬品工業)
メダゼパム	パムホース細粒・錠2・錠5 (東邦新薬) メダゼパム錠2 (ツルハラ)・錠5 (ツルハラ) (鶴原製薬) レスミット錠2・錠5 (塩野義製薬)
ロフラゼパ酸エチル	アズトレム錠1mg・錠2mg (高田製薬) ジメトックス錠1・錠2 (日医工ファーマ＝三和化学研究所) スカルナーゼ錠1mg・錠2mg (東和薬品) メイラックス細粒1%・錠1mg・錠2mg (Meiji Seika ファルマ) メデタックス錠1・錠2 (メディサ新薬＝沢井製薬) ロンラックス錠1mg・錠2mg (シオノケミカル＝マイラン製薬＝興和テバ)
ロラゼパム	アズロゲン錠0.5・錠1.0 (高田製薬) ユーバン錠0.5mg・錠1.0mg (沢井製薬) ワイバックス錠0.5・錠1.0 (ファイザー製薬＝武田薬品工業)
ロルメタゼパム	エバミール錠1.0 (バイエル薬品) ロラメット錠1.0 (あすか製薬＝武田薬品工業)

注1) 会社名の表記 (A) A社 … 製造販売業者
(A=B) A社 … 製造販売業者 B社 … 販売元、発売元等
(A=B=C) A社 … 製造販売業者 B社、C社 … 販売元、発売元等

注2) <経> : 平成24年3月31日までの使用期限の経過措置品目